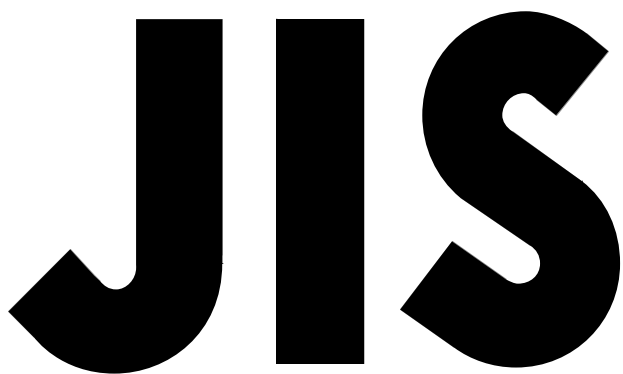




病院電気設備の安全基準

JIS T 1022 : 2006

(IEIEJ/JSA)

平成 19 年 11 月 20 日付け追補 1 あり

平成 18 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業会議
	香 川 利 春	東京工業大学
	能 見 和 司	電気事業連合会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	高 山 芳 郎	社団法人日本電線工業会
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	垣 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社管球照明社)
	椿 広 計	筑波大学
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	長 岡 正 伸	社団法人日本電機工業会
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社電材照明社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.11.1 改正：平成 18.2.20
官 報 公 示：平成 18.2.20
原 案 作 成 者：社団法人電気設備学会

(〒113-0033 東京都文京区本郷 1-12-5 TEL 03-5805-3375)
財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)
審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人電気設備学会(IEIEJ)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 1022:1996** は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS T 1022 には、次に示す附属書がある。

附属書（参考）建築構造体の接地抵抗の計算

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	1
4. 医用接地方式, 非接地配線方式及び非常電源の適用基準	2
4.1 医用接地方式	2
4.2 非接地配線方式	2
4.3 非常電源	2
4.4 医用室への適用	3
5. 医用接地方式	4
6. 非接地配線方式	7
7. 非常電源	9
7.1 一般非常電源	9
7.2 特別非常電源	9
7.3 瞬時特別非常電源	9
8. 医用室の電源回路	9
9. 検査及び保守	10
附属書 (参考) 建築構造体の接地抵抗の計算	12
解 説	14

病院電気設備の安全基準

Safety requirements of electrical installations for medically used rooms in hospitals and clinics

1. 適用範囲 この規格は、医用電気機器などの使用上の安全確保のため、病院、診療所などに設ける電気設備のうち、医用接地方式、非接地配線方式、非常電源及び医入室の電源回路に対する安全基準について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 2808 医用接地センタボディー及び医用接地端子

JIS C 3307 600 V ビニル絶縁電線（IV）

JIS C 3612 600 V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線

JIS C 4402 浮動充電用サイリスタ整流装置

JIS C 8371 漏電遮断器

JIS C 8704-1 据置鉛蓄電池—一般的要求事項及び試験方法—第1部：ベント形

JIS C 8704-2 据置鉛蓄電池—一般的要求事項及び試験方法—第2部：制御弁式

JIS C 8705 円筒密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池

JIS T 0601-1 医用電気機器—第1部：安全に関する一般的要求事項

JIS T 1021 医用差込接続器

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **医入室** 診察、検査、治療、監視などの医療を行うための室。
- b) **医用接地方式** 保護接地又は等電位接地を施すための接地設備で、医用のため特に接地の信頼性を向上させた方式。
- c) **非接地配線方式** 絶縁変圧器の二次側の中性点又は電路の一端を接地しない配線方式。
- d) **医用接地** 医用接地方式に基づく接地。
- e) **保護接地** 電撃防止のために露出導電性部分に施す接地。
- f) **等電位接地** 露出導電性部分及び系統外導電性部分を等電位とするために、一点へ電気的に接続し、これに施す接地。
- g) **露出導電性部分** 充電部ではないが、故障時に充電するおそれがあり、人が容易に触れることができる電気機械器具の導電性部分。
- h) **系統外導電性部分** 電気設備の部分を構成しない導電性部分で、大地の電位などを伝えるおそれがある部分。